

監査公表第2号  
令和4年2月14日

呉市監査委員  
奥野 彰  
沖本 恭治  
藤原 広

令和3年度出資団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定による出資団体監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、当該結果を別紙のとおり公表します。

監査の対象団体（所管課）  
齋島汽船株式会社（交通政策課）

## 出資団体監査の結果

### 1 実査の対象団体（所管課）

齋島汽船株式会社（交通政策課）

### 2 監査の期間

令和3年10月25日から12月27日まで

### 3 監査の対象

令和3年度の出納その他の事務（ただし、必要と認めた令和2年度の実務を含む。）

### 4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては、呉市監査基準に準拠し、監査の対象となった事務が法令、定款等に適合し、適正に行われているか、また、出資目的に沿って行われているかに主眼を置いた。

### 5 監査の結果

令和2年度（令和元年10月1日から令和2年9月30日まで）の決算によれば、経営状況は厳しく、負債（61,233,697円）が資産（13,925,783円）を上回る債務超過に陥っており、出資金は毀損していることが確認され、航路の効率化は避けられない状況に直面している。

しかしながら、当年度の経常損失は、離島航路に係る国及び市からの補助金により、翌年度に補填され、また、市及び金融機関からの短期融資により資金繰りを行うことで、事業継続が可能となっている。

なお、事務の処理状況は、おおむね適正と認めた。